

新規採用者

Ⓐ 組合員等番号
012345

Ⓑ 職名
教諭

組合員・被扶養者申告書

【一般組合員専用】

(記入の仕方は《記入上の注意》を参照してください)

組合員に関する事項

ウ

エ

オ

カ

キ

受付印

共済組合印
受付印

氏(漢字)	名(漢字)	氏(カナ)	名(カナ)	性別	生年月日	所属異動年月日	所属所コード	共済資格取得日	共済資格喪失日
共済	一郎	キヨウサイ	イチロウ	男	1985年11月01日		111111	2015年04月01日	

Ⓐ 1. 新規採用 2. 転入 3. 転出

4. 退職 5. 死亡

紀陽銀行証明印
又は通帳の写し
証明欄
記陽支店名
コード
口座番号
預金種別
012

紀陽銀行証明印
又は通帳の写し

公費負担
医療

基礎年金番号

(4桁)
1234

(6桁)
- 123456

取 得 届
申 告 書
報 告 書
登 記 情 報
變 更 申 告 書
公 費 負 担 医 療 費 制 度

組合員資格
異動書
退職等
ア・フ及び次の変更箇所
該当・非該当報告書

ア・イ・ウ・オ・カ・ク・ケ・サ・シ・フ・ホ
ア・イ・ウ・キ・ク・フ・ハ
ア・フ及び次の変更箇所
イ・ウ・オ・カ・ケ・シ・ス・タ・チ
組合員ア・カ
コ・フ 被扶養者ア・タ・チ
テ・フ

被扶養者認定申告書
被扶養者取消申告書
被扶養者継続認定申出書
組合員資格継続申出書
(短期組合員→一般組合員)

ア・タ・チ・
テ・フ
ア・タ・チ・
ト・ハ・ヒ・フ
ア・タ・チ・
ト・ハ・フ
ア・ヒ該当のみ・フ

※該当の区分番号を○で囲んでください

郵便番号	住民登録住所(漢字)	住民登録住所(カナ)
640-8585	和歌山市 小松原通1-1	ワカヤマシ コマツバラドオリ1-1

旧氏名	改姓年月日	年月日	旧住所	変更年月日	年月日
-----	-------	-----	-----	-------	-----

被扶養者に関する事項											
被扶養者氏(漢字)	被扶養者名(漢字)	被扶養者氏(カナ)	被扶養者名(カナ)	性 続	生年月日	認定年月日	事	取消年月日	事 重	扶養手当	給与事務担
○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居
同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別

被扶養者の認定申告も資格取得届と同時に申告できます。被扶養者認定申告書の記入例を参考にしてください。											
○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居	○同居
同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別	同・別

<20歳以上60歳未満の配偶者について、下記の場合は記入してください>											
○認定申告する場合又は取消(理由:所得超過・離婚・死亡)申告する場合	○認定申告する場合又は取消(理由:所得超過・離婚・死亡)申告する場合	○認定申告する場合又は取消(理由:所得超過・離婚・死亡)申告する場合	○認定申告する場合又は取消(理由:所得超過・離婚・死亡)申告する場合	○認定申告する場合又は取消(理由:所得超過・離婚・死亡)申告する場合	○認定申告する場合又は取消(理由:所得超過・離婚・死亡)申告する場合	○認定申告する場合又は取消(理由:所得超過・離婚・死亡)申告する場合	○認定申告する場合又は取消(理由:所得超過・離婚・死亡)申告する場合	○認定申告する場合又は取消(理由:所得超過・離婚・死亡)申告する場合	○認定申告する場合又は取消(理由:所得超過・離婚・死亡)申告する場合	○認定申告する場合又は取消(理由:所得超過・離婚・死亡)申告する場合	○認定申告する場合又は取消(理由:所得超過・離婚・死亡)申告する場合

配偶者基礎年金番号	-	※国民年金第3号被保険者	資格(取得・喪失)届書	→	□	同時に提出	上記のとおり申告します。(別添のとおり資格確認書等	部を近納
							公立学校共済組合和歌山支部長 様	〒641-1234 TEL 073-441-□□□□

申告理由欄	共済組合員の資格を取得したため	組合員 氏名	所属所コード
		共済 一郎	111111

組合員異動報告書(退職等)を提出する場合、下記に記入してください。	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。	所属所名	和歌山市立和歌山小学校
①「資格喪失証明書」の有無: □必要 □不要	○年4月5日	所属所長	校長 福利 太朗

②年金関係書類(退職届書、改定請求書等、転出届書)の提出: □同時提出 □提出済	所在地	和歌山市 △町3丁目1-2	職氏名	(公印省略)
	TEL 073 (441) 0000			

新規採用者

提出書類(添付書類)

★必須書類

- ・年金加入期間等報告書
- ・人事異動通知書の写し
- ・個人番号(マイナンバー)登録申請書
- ・個人番号カード(写)又は個人番号通知書(写)
- ・委任状
- ・※資格確認書交付申請書

★紀陽銀行の金融機関確認印を受けない場合

- ・紀陽銀行の普通預金通帳(表紙の裏面)またはキャッシュカードの写し、また通帳レス口座の場合は「キヨスマ！」アプリの口座番号連絡書の画面コピー(支店名(支店コード)、口座番号が確認できること)
※金融機関確認印とは…本用紙に記載していただく支店名・口座番号が正確であることを、紀陽銀行が証明する印です。
- ・公立学校共済組合和歌山支部等から給付金等を送金する口座を必ず登録する必要がありますので、紀陽銀行の口座をお持ちでない場合は、新たに口座を開設してください。

注意事項等

- ・現住所…住民票の住所を記入してください。
- ・基礎年金番号…20歳未満の方は空欄で結構です。
- ・被扶養者がいる場合、被扶養者の認定も同時に行うことが可能です。認定を同時に行う場合、該当の箇所もご記入ください。
(被扶養者認定の記入例もご覧ください。)
- ・過去に他共済や他支部に加入していた場合は、上記必要書類に加えて「転入届書」をご提出ください。
- ・年金受給権者(遺族は除く。)の再就職の場合は、別途書類の提出が必要です。(参照:添付書類一覧)
- ・資格確認書交付申請書…マイナンバーカードを取得していない者、マイナ保険証の利用登録をしていない者等